



地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）寄附受納に係る感謝状贈呈について

令和8年 2月10日

（問い合わせ先）

担当：企画政策課ふるさとつながり係 鈴木

直通電話：0248-88-9131

Eメール：kikaku@city.sukagawa.lg.jp

報道機関各位

株式会社ウエストエネルギーソリューションより、市が実施している「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」対象事業に対し、多額の寄附をいただきました。

つきましては、感謝状の贈呈を行いますので、取材をお願いいたします。

1 日 時 令和8年2月12日（木） 10時00分から

2 場 所 須賀川市役所 応接室1（3階）

3 寄 附 者 株式会社ウエストエネルギーソリューション
代表取締役社長 江頭 栄一郎 様

・ 本 社：広島市西区楠木町1-15-24

・ 福島支店：郡山市駅前1-6-5ピースビル郡山 6F

4 寄 附 額 1,000,000円

5 寄附金の使途 本市の地方創生を推進するため、本市地域再生計画「須賀川市デジタル田園都市構想推進計画」で掲げている「すかがわの宝を活用した交流の推進」の事業に充当し、活用させていただきます。

6 出 席 者

<株式会社ウエストエネルギーソリューション>

(株)ウエストホールディングス取締役兼(株)ウエストエナジーソリューション取締役本部長 対馬 将夫 様

(株)ウエストエナジーソリューション地域活性推進本部次長 高田 忠明 様

(株)ウエストエナジーソリューション地域活性推進本部課長 神定 和弘 様

(株)ウエストエナジーソリューション地域活性推進本部課長 那須野 崇 様

<須賀川市>

大寺市長、山寺副市長、野沢企画政策部長、若林企画政策課長

7 そ の 他 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除される仕組みです。この度の寄附は、令和7年度8件目の寄附となります。